

山村委員からの提供資料

最終提言(一般意見WG関連)6-6目次案

山村恒年委員

6 - 6 河川整備計画案への住民の意見聴取・参画に関する方針

(1) 基本的考え方

<行政主体から住民主体への転換>

淀川水系は流域住民の共有財産であり、その管理主体として計画案に参画していくという考え方に基づくべきである

(2) 情報の全面的な公開と共有(住民の情報を含む)

透明性と判断の合理性の確保のために共有する

<計画案段階における情報公開>

計画案策定に至った判断形成の過程の全情報を公開する

生の情報をすべて公開する

イ. 流域委員会の集めた情報

ロ. 住民(団体)が調査した情報 例え、個人やNPOが調査した資料

ハ. 河川管理者の判断形成過程の情報 計画案とともに、それに至った判断形成過程としての計画アセス、代替案の比較評価などの検討経過情報を公開する

ニ. 情報検索システムの形成(パソコン用) 住民が意見を述べるについて知りたい情報をインターネットやその他の方法で容易に検索して入手できるシステムをつくる

公開媒体(TV、新聞、広報、図書館、コンビニ)

<わかりやすく伝える>

流域立体モデルによる代替案の展示

淀川水系について模型をつくり、ハザードマップや水位、堤防、ダム、土地利用がわかるようにする。できれば、施設の代替案ごとの模型をつくる

(3) 住民・市民団体との連携・パートナーシップの手法

<河川・環境学習の推進>

<手法>

セミナー、研究会、公開討論会(TVを含む)を流域委員会のメンバーがチューナーになって行う

市民集会、地域集会、現地見学によって、計画案の内容について討議する

<人材育成>

大学・大学院の法学・経済・公共政策・総合政策の学生の参画、エクスターンシップの一環として(2)(3)の作業に参画する

(4) 市民・住民の意見による参画

< 一般市民（範囲を限定しない）の意見の聴取と参画 >

意見提供参加として、日本中誰でも提言できるようにする

< 関係住民意見の聴取と参画 >

流域の河川施設に関係がある住民との討論をする

< 市民・住民意見への対応（合意形成システムの確立） >

意見に対する計画主体の応答と住民の再意見の提出の保障

< 意見聴取・取入れのコーディネーター >

流域委員会でWGをつくり、その中から2～3人のグループで分担して説明会・公聴会のコーディネーターとなり運営する

(5) 関連団体、自治体、他省庁との連携

水利権者、自治体、NGO、農水省などと協議し、関連主体の持つ長・中期計画を河川整備計画に適合するように理解してもらう